



チェーンソーを使用して伐木等を行う作業者の皆さまへ



～「伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されました～」
(2019年(平成31年)2月)

林業・土木工事・造園工事業等業種にかかわらず、伐木等を行うすべての業種を対象に労働安全衛生規則の一部が改正されることとなりました。

この改正は **2020年(令和2年)8月1日施行** されます。

これにより現行の「伐木等の業務特別教育」(労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2) 修了者の方は **2020年(令和2年)7月31日まで**に「伐木等の業務特別教育の補講」を受講されないと同年8月以降よりチェーンソーを用いた伐木等作業に就く事ができなくなります。

*補講を受講されれば2020年8月以降も継続して作業することができ改正後の新カリキュラムの講習を受講される必要はありません。

このたびキャタピラー教習所兵庫教習センターでは**現行の「伐木等業務特別教育」(大径木16時間 安衛則第36条8号)修了者を対象**に、この「伐木等の業務特別教育の補講」(学科2時間+実技0.5時間)を開催いたします。

ご希望の方はお電話にてご予約のうえ、必要書類一式を当方あてにご提出下さい。

＝開催日＝ *各回ともに定員になり次第締め切らせていただきます。

1日2部制(午前・午後)となっておりますのでいずれかお選びください。

- ◆ 1部(午前の部) : 8:00～8:20 受付 8:50～11:40(予定)
- ◆ 2部(午後の部) : 13:20～13:40 受付 14:00～16:50(予定)

第1回	8月20日(火)	1部・2部
第2回	9月15日(日)	1部・2部
第3回	9月24日(火)	1部・2部

＝受講資格＝

- ・伐木等業務特別教育(大径木16時間)修了者

＝講習料＝ *講習開始1週間前までに指定口座へお振込み願います。

- ・6,000円(消費税・テキスト代込み)

＝必要書類＝ *ご予約後、講習開始1週間前までに原本をご提出ください。

- ・特別教育安全衛生教育受講申込書
- ・現行の伐木等業務特別教育(大径木16時間)修了証両面コピー
*受講当日に原本確認あり
- ・本人確認書類(自動車運転免許証コピー か 住民票原本)



講習のご予約・お問い合わせ

キャタピラー教習所株式会社 兵庫教習センター

〒675-1307 兵庫県小野市菅田町南野 739-14

TEL 0794-67-2211 FAX 0794-67-2233